

ハンディキャップ委員会運用内規

鷺ヶ岳高原ゴルフ倶楽部
ハンディキャップ委員会

1. 通則

ハンディキャップ委員会は、公正かつ均衡のとれた H'cp を維持する為に、次の事項を協議する。

- (1) ハンディキャップ運用規則に関する事項
- (2) 当倶楽部メンバーのプレースコアに関する査定事項
- (3) クラブ競技のスコアに関する査定事項
- (4) シングル昇進に関する査定事項
- (5) その他、ハンディキャップに係る事項

2. 委員会活動内容

- (1) 委員会は基本的に、2ヶ月毎に開催し、ハンディキャップの査定を審議する。
- (2) (1) の規定以外に必要な応じて委員長が招集する事が出来る。
- (3) ハンディキャップ運用規則を管理する。
- (4) 倶楽部競技成績による査定を行う。
- (5) 新たな H'cp 取得者に対する新規査定を行う。
- (6) 会員のスコア提出を促す。スコア提出を怠った場合の措置を検討する。

平成29年10月15日

ハンディキャップ規定

鷲ヶ岳高原ゴルフ倶楽部
ハンディキャップ委員会

1. 通則

- (1) 当倶楽部の H'cp は、当倶楽部のハンディキャップ委員会が認定したクラブ H'cp をもって運用する。クラブ H'cp は、全ての会員を対象とし査定し運営する。
- (2) JGA 加盟の他クラブ（コースレーティング未設定のものは除く）を、ホームクラブとしている場合は、そのクラブ発行の H'cp 証明書又は変更通知書の提出をもって、自動的に当倶楽部の H'cp とする。また、当倶楽部の査定において H'cp に変更があった場合は、本人が自己責任において所属する各クラブへの伝達を行う。
- (3) インデックスハンディキャップを証明書として提出された場合は、当倶楽部バックティーのスロープレーティングにおいて換算された H'cp をクラブ H'cp とする。

2. H'cp の新定について

- (1) 当倶楽部の 6 ヶ月以内のスコアカード 5 枚の提出により、ディファレンシャルの数値に基づき、平均値の 96% をもって基準 H'cp とする。5 枚以上の提出があった場合は、ベストスコア 5 枚をもって算出する。
- (2) 新定における H'cp の上限は 45 とする。

3. H'cp の引き上げについて

- (1) H'cp の引き上げについては、ディファレンシャルの基準をもって査定する。
- (2) コースレートのある他のすべてのクラブのスコアカードを、査定資料として採用する。但し、使用ティ及びコースレートの記入が無ければならない。
- (3) 査定に必要なスコアカードの枚数は、1 年以内にプレーされた最近のスコアカード 5 枚を用いる。5 枚以上提出された場合は、ベストディファレンシャルカード 5 枚を用いる。
- (4) 1 年以内の提出カードが 10 枚を超えた時は、すでに提出されたカードの中より、プレー年月日の古い順にその枚数を減じ、常に最新のスコアカード 10 枚をもって査定する。
- (5) H'cp の算出は、ベストディファレンシャル 5 枚の平均値の 96% をもってクラブ H'cp の参考とする。
- (6) 査定基準

現 H'cp との差が、1.1 以上の時は次の範囲で H'cp を引き上げる。

H'cp	1 ~ 14	- 1
H'cp	15 ~ 21	- 2 以内
H'cp	22 ~ 36	- 3 以内
H'cp	37 ~ 45	- 4 以内

特別な事情がある場合はこの限りではない。

4. H'cp の引き下げについて

- (1) ダウン査定については、本人の申請があった場合にのみ査定を行う。
- (2) 本人の申請による審査にあたっては、1年以内にプレーされた最新のスコアカード5枚を用いて査定資料とし、ディファレンシャルの平均値の96%をもってクラブ H'cp の参考とし査定する。尚、スコアカードが5枚に満たない時は、提出スコアカードが5枚以上となるまで引き下げの査定対象としない。
- (3) 査定基準
現 H'cp と上記査定の差が2以上ある場合を査定基準とし、現 H'cp と上記査定の差の2分の1を基準とし、ハンディキャップ委員会において査定承認する。

5. H'cp の査定について

- (1) H'cp の査定は、2ヶ月毎にハンディキャップ委員会を開催し、査定を行う事とする。
- (2) H'cp の査定において、H'cp 14以下 (Aクラス) の査定は、2ヶ月毎に開催されるハンディキャップ委員会にて査定承認する。その H'cp は毎月1日にクラブハウス内にて掲示する。また、H'cp 15以上 (Bクラス) の査定は、事務局にて査定し毎月1日にクラブハウス内掲示をもって変更とする。その場合においても、ハンディキャップ委員会開催時にて報告承認されたものとする。

申し合せ事項

ハンディキャップインデックスについて

- (1) ハンディキャップインデックスの取得については、本人の申請があった場合のみ登録を行う。
- (2) ハンディキャップインデックスの取得には1年以内にプレーされたスコアカード5枚の提出により算出する。スコアカードはスロープレーティングを取得しているゴルフ場のスコアカードに限る。但し ゴルフ場名および使用ティの記入が無ければならない。
- (3) ハンディキャップインデックス取得プレーヤーは、採用可能なスコアを提出する責任を負わなければならない。
- (4) 提出されたスコアカードはハンディキャップ委員会にて検証する。
- (5) ハンディキャップインデックスは毎月1日に更新される。スコア最終提出日より1年を経過した場合は、再度提出されるまでハンディキャップインデックスは失効する事とする。再度提出された場合はハンディキャップ委員会にて検証し、ハンディキャップインデックスを更新する事が出来る。更新されるまでは、ハンディキャップ委員会にて修正ハンディキャップインデックスを発行する。

平成 29 年 10 月 15 日